

【三浦入札制度企画指導室長】 若干、定刻より早いようでございますが、委員の皆様方、全員おそろいでございますので、ただいまから第13回基本問題小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報道関係者の皆様の冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の審議会は委員の過半数の出席をいただいておりますので、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領第3条第1項の規定により定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料は資料1から4まであるかと存じますが、過不足等ございましたらお申しつけください。

冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りについてはご遠慮お願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行は大森委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【大森委員長】 おはようございます。それでは、早速、お手元の議事次第に基づいて議事に入らせていただきたいと思います。

今回の委員会では事務局のほうにおいて資料2として建設業を取り巻く情勢・変化と課題、対応の方向性(案)ということで、全体像を整理していただいております。その上で、資料3、テーマ別に課題と方向性をまとめていただいた資料、これをご用意していただいております。本日の議事では、各テーマ別に課題と方向性についてご意見を頂戴したいと思います。

それでは、早速事務局のほうから、資料2について全体像を簡潔に説明いただいた上で、続いて資料3、建設生産システムの変革について、その課題と方向性をご説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

【北村建設業課長】 建設業課長の北村でございます。資料のご説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料2でございますけれども、これは一応、私どものほうで現時点で整理させていただきました、当面この委員会でご検討いただく課題というか全体像をちょっと整理させていただいております。左側の一番上に、建設業を取り巻く情勢・変化とございますけれども、建設生産システムにおける重層構造の進行ですとか、あとは品質確保についてのいろいろな世論というか、そういう関心の高まりとか、建設投資の質的な変化ですとか、あと、大きな問題として、高齢者の大量離職時代を迎えて、その担い手確保と生産性向上が不可欠であるということと、あと、左下のところで地域の中小建設企業の小規模化とか経営の継続とか、そういったもの、あと、ちょっと別の観点でございますけれども、この建設業法の法体系自体ができてから約半世紀、基本的にここら辺の許可制度、許可要件とかは変わってございませんでしたので、こういったものをもう1回見直したらどうかというような変化を左側書いてございます。

これを踏まえまして、矢印で、真ん中のところにどういった課題があるのかと。それを踏まえまして、一番右のところでは今後の対応の方向性ということでございまして、本日は方向性のところは当面、我々がとりあえずこういうふうに入れているということでございますので、そもそも課題認識としてこんなことも課題としてあるんじゃないかというようなことをご意見頂戴した上でまた方向性については次回以降、それぞれご議論いただければと考えてございます。

それぞれ左側から矢印が一部、輻輳してございますけれども、その変化と課題というものが必ずしも1対1にはなってございません。例えば、重層構造の問題につきましては、単純に2次だったらよくて3次だからだめだとか、そういう単純な問題ではございませんので、重層化が進んだことによって、後ほど申し上げますが、例えば元下間の役割分担みたいなものがどうなのかとか、あと、先日も委員からご意見を頂戴しましたがけれども、人の問題として、実際上の重層化以上の人のやり繰りの中で、目に見えない重層化みたいなものが生じているとか、いろいろな観点がございますので、重層化については特に、いろいろなところに関係して、また、個々の課題、対策をすることが最終的に重層構造の改善につながるというようなことで、ちょっと輻輳した矢印になってございます。

それから、あと1点、下に米印を書かせていただいております。今回の基本問題小委員会、基本的には基礎ぐい工事問題に対する対策委員会で、中間取りまとめでご提言いただ

いた事項、これがメインだというふうに整理させていただいておまして、前回の委員会で、例えば将来的な建設投資のマクロ的な見通しですとか、それに伴って、例えば海外市場に進出すべきだとか、PFI、コンセッションとか、そういう異分野、そういったご意見も頂戴したところがございますけれども、あまりにも射程を広げると、というところもございまして、当面は基礎的な問題でご指摘いただいたものと、あと、当面近々の課題としての地域の中小企業を巡る課題と、あとは許可制度ということを当面の検討課題ということで整理をさせていただいているところでございます。

それ以外のものについてはまた改めて次のスケジュール、タイミングでご議論いただきたいと考えてございます。

細かいところは資料3でご説明をさせていただきたいと思っております。資料3でございますが、ちょっとこれは分厚い形になってございますけれども、まず課題と対応の方向性と、それに関連する参考資料という形で整理させていただいております。

まず1ページをお開きいただきたいと思っております。建設生産システムの変革ということで、先ほど申し上げました重層化の進展と。これは、重層化というのは単純に建設業者の間で3次、4次になっているだけではなくて、例えば工場生産みたいなものは、まだ間とか横に入ってくるということで、建設業法がつくられた当時のように元請がいて、せいぜい1次がいてとか、現場で全て組み立てるという単純な建設生産システムからかなり大きな変革がなされているのではないかと認識してございまして、それに伴ってこういったような課題があるのではないかとございまして。

まず1点目でございますけれども、建設業法上、建築物の適正施工に関する元請の総括的責任を明確化すべきではないかと。今回、くいの問題でも元請責任ということがいろいろ問題になりましたけれども、これは規定上の話でございますけれども、建設業法の規定で元請責任ということをはっきりとうたった条文はございませんで、それぞれの下請けに対する指導義務とか、そういったものを組み合わせると条文上は出てくると。それとは別に、我々は元請責任というものはいつも意識しながら仕事をしてございますけれども、これが法律上の明文上の規定はないということをごどのように考えるかということと、それから、次に、建設業法のコアが技術者制度になりますけれども、これがその監理技術者、主任技術者とあるわけでございますけれども、後ろの参考資料の4ページでございますけれども、これは法律、真ん中に職務ということで主任技術者、監理技術者の職務ということで建設業法の26条の3でございますが、この中で施工計画の作成、工程管理、品質管理、

その他技術上の指導監督と書いてございますけれども、これは元請の監理技術者も下請の主任技術者も同じ条文になってございます。実際上は当然、管理する立場の監理技術者と、個々の業務をとり行う主任技術者は違ってはございますけれども、これは法律上は同じになっておりますし、それに伴うマニュアルなどでもあまり明確にされていないと。ここら辺をやっぱり役割分担ということをしかりと明示したほうがいいんじゃないかというのが2点目でございます。

3点目でございますが、監理技術者、主任技術者の配置要件のあり方ということでございまして、これは今の基準では一定金額以上については監理技術者を置きなさいと。さらに、9ページにその関連の条文等書いてございますけれども、一定金額以上には専任でなければいけないというようなことが書いてございますが、これが今、単純に一律に金額で定められております。例えば、同じ金額で請負を受けたとしても、例えば施工が連続しないと待機が発生するとか、そういった場合の取り扱いですとか、それ以外のものもいろいろ仕組みとしてあまりにも単純過ぎるのではないかというようなご意見も頂戴しております、これが課題としてあるのではないかということです。

それから、工場製品の割合が増加して、現場施工の割合が縮小しているということで、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えているということでございます。資料では6ページ以降に書いてございますけれども、6ページは昨年、非常に大きく問題になりました、橋梁の溶接不良です。これは工場生産で行っていた部品といいますか、こちらのほうに施工不良があったと。それがそのまま現場に納入されたという問題でございますけれども、工場で生産された部分でございます。

それから、あと、7ページ以下は、今のいろいろなプレキャストの推進ですとか、我々も政策としてやっておりますし、また、8ページでございますけれども、これはプレハブ住宅が増えているというようなことございまして、こういう建設現場、今の建設業法のとにかく現場で組み立てられるものをしかりとした技術者が、その場でしっかりとチェックするという建設業法のシステムがほんとうにこれでいいのかどうかということを課題として書いてございます。

それから、あと、最後の丸でございますけれども、販売代理店等、実施施工への関与の度合いが小さい企業が請負契約として入っていると。建設生産システムの中でいろいろなプレーヤーが入ってございますけれども、今の建設業法のたてつけだと、とにかく請負契約をした者が建設会社であり、建設工事であるということしか書いてございまして、そ

ういったいろいろな役割の企業が入ってくるときに、本来ちょっとこれ、請負じゃないんじゃないかなと、工事の請負じゃないんじゃないかということも請負契約ということで無理くり入っているんじゃないかということでございます。法律上、請負契約であるならば、当然、主任技術者等を置いていただくということになりますけれども、それが実態上のニーズと契約のやり方と、それに伴う技術者の配置と、こういったものに無理が生じていないかというのが最後の問題意識でございます。

それから、これが1つの固まりになります、もう1つちょっとあわせて13ページお聞きいただきたいと思えます。今まで申し上げましたのは、主に建設業の中だけの話でございすけれども、13ページのところでございす、こちらについては民間工事の中に受発注者間の役割分担と、さらにそれを受けた元下間の役割分担が曖昧なケースがあるのではないかと書かせていただいております。これも例えば今回のくいの問題でございすけれども、例えば世間のいろいろな論調とかで言われている中で、要は工期とかが決まっている中でくいの施工不良が起こったときに、ほんとうに下請の担当者が元請に、これ、くい打ち直さないでだめですよと言えるのかどうかというような問題が言われておりまして、それをネグってごまかすということはめったに起こっていないのではないかとはいえ我々は考えてございすけれども、そうはいつでもそういう不安が国民の間にあるのではないかと。それが下請けが元請に言えない、元請は発注者との関係でそこら辺の契約関係がはっきりしていないと。今の約款とかでは、何かそういう不測の事態が起こった場合に甲乙協議するということだけが定まっておりますけれども、じゃあそういった今の条件の中でほんとうにそういう現場における新たな事態が発生したときに甲乙協議がしっかり行われているかと。資料でございすと16ページあたりですね。工事施工後に発現する可能性のあるリスクということが書いてございまして、くいの状況であれば地盤支持層がどこにあるかと、設計段階で必ずしもわからなかった場合とか、あとは、よくあるのは地中の埋設物ですとか、設計が施工の段階で見るとちょっと不具合があったとか近隣対応とか、いろいろ、とにかく施工段階で工期とか設計に影響を与える事象が生じてまいりますので、それをしっかりとルール化しておく、そういう実際の施工も効率的にいくし、また、国民の不安解消にもなるのではないかとというようなことを課題として書かせていただいております。

あと、その関連で、いろいろそういう責任の所在とかがはっきりしないというようなことを言われておりまして、そういった場合の紛争処理の問題ですとか、あとはとにかく国

民から見れば建設現場の中で一体何が行われているのかよくわからないというようなことで、施工に関する情報提供のあり方とか、例えば一例ではございますけれども、じゃあ、今、仮囲いで囲って非常にわかりづらいのを、例えばそこを見える化して、外から見えるようにするだけでも、国民から見れば、建設現場が非常に身近に感じられるのではないかと。これはもちろん、担い手確保なんかでも通じる場所かもしれませんが、そういったような国民の不安解消、建設業がしっかりと仕事しているんだということを国民にどうやって見せていくかといったようなことも課題になるのではないかと考えてございます。

ちょっと早足で恐縮でございますけれども、とりあえず説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の点につきまして何かご意見、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います、何かございますでしょうか。

かなり簡単に説明されたけれども、相当難しい問題がものすごくたくさん入っていて、皆さんもどこから意見を言ったらいいんだろうと思われると思うので、私のほうから議論のきっかけとして申し上げます。これは質問絡みなのですが、課題として出ているのが1ページと13ページですかね。②まででしたっけ。

【北村建設業課長】 すみません、資料のつくり方が大変わかりにくくて恐縮ですが、1ページと13ページをご議論いただきたいと。

【大森委員長】 1ページと13ページが、課題が一覧表に載っているやつのが分割して出ているということでしょうか。

【北村建設業課長】 はい。

【大森委員長】 今、いただいた中で、私の個人的な感覚でいきますと、16ページの施工後に発現する可能性のあるリスク、ここへの対応がかなり重要ではないかという気がしております。決められたことがそのとおり、予定どおり行っている分にはあまり問題ないと思うんですけど、ここで引っかかるということになると、もう、例えば発注者側はマンション等であれば、もう売りに出しているし、施工者側で言うと、次の工程は手待ちになるしというように、いろいろな障害が出てくるので、ここのリスクをどう調整できるかというのが、実は結構大きなポイントかなという気がしていました。そういう意味で、16ページの図は、ポンチ絵、わかりやすいと思っています。この辺も含めて皆さんにご意見をいただければと思っております。どなたからでも結構ですので。じゃあ、秋

山委員、どうぞ。

【秋山委員】 今の話と関連して16ページなんですけど、ここは新築イメージでリスクとか書いていただいていると思うのですけれども、改修工事がこれから増えてきますし、業法で言うと解体工事業を新たに検討されたわけですからけれども、解体工事も、全部解体する場合は比較的話がわかりやすいけれども、改修に絡むと部分的に改修したりすると工事範囲がはっきりしていないとか、部分的に解体してみるとここまでやらなければいけないというようなことが、最初に請負契約上はお金が決まっている中で解体をすると、発見できる問題が出てくると。特に建築の場合そうなんですけれども、そういうことも想定した話にしていただくといいかなと思っています。

例えば、マンションの改修工事で言うと、実数精算契約とあって、一括総価無増減じゃなくて、想定の数値を入れておいて、後で精算するというようなことも部分的にやられていますし、そういうようなことも含めて検討いただけるといいかなと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【田口委員】 全建総連でございます。

前回、谷澤先生が、見えない重層化のことについてご発言されましたけれども、重層化の進展に伴い、というふうに書かれておまして、ここに書かれている方向性というのは基本的に正しいと思っておりますが、重層化の実態についてやはり正確にまず把握をする必要があるのではないかと考えております。前回のデータですと、リサーチ会社のデータが使われておりましたけれども、あれ自体は200万ほどありますけれども、本人が入場するとき自主申告で書かれたものですから、真正性の点から言うとかなりやっぱり問題があるデータでして、ですから、就労履歴システム等がこれから重要になってくるわけですから、実際に重層化、2次、3次、設備等ですと7次、8次、10次まで、いろいろありますので、実態的にどこがどういうふうが多いのか、それが公共と民間でどういうふう違うのかとか、そういうところをまず前提として把握をした上で解決の道筋を立てていく必要があるのではないかと考えています。

それと、現場の関与が小さい企業のことでも正しく指摘されていると思いますが、やはり一番末端の現場で働く場合は必ず技能労働者の施工者がおりますので、その労働者がどういうふうな立場で施工しているのか、つまり雇用労働者なのか一人親方なのか。一人親方

が企業の労働者ということ働いているということであれば、これは偽装になりますので、既に請負と雇用を峻別をして対応していくという基本方針が国交省のほうから出されておりますので、そういうものを現場できちんと峻別をしていく、そういう方向性をこの議論の中でもしっかり確立をした上で、重層化の問題については検討していく必要があるのではないかと考えております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 総論的ですけども、さっき大森委員長がおっしゃったことと関連して、16ページの、ここに品質って入ってないんですよ。品質問題。請負で全ては元請が責任をとるということがはっきりとわかることが必要なことと、それを具体的にどういうふうな形で実現させるのか。施工計画とは書いてあるのですけれども、その中で品質の問題が一番重要なわけですね。そうすると、前にも申し上げましたけれども、設計図書というのは一応、発注者と設計者と施工者が合意をするための図面であると。それに対して元請が責任をとるために、元請以下、下請けも含めて、どういう品質管理体制をとるのかということが施工計画書、施工要領書に表現されるわけです。ここに施工計画・管理や工程計画・管理が書かれています。さらに本来は品質管理のことがこれらの図書で書かないといけませんね。それが、さっき田口さんがおっしゃった重層構造の致命的な問題にもなるわけです。

それから、ここで話をすべきかどうか、姉齒事件が実は設計側の重層構造に問題があったわけですね。その点はここにはやはり出ていないので、ここで議論すべきことかどうかわからないけれども、ちょっと気になるのは、設計側の重層あるいは工事監理と設計の分離とか、それからもう少し一般的に言えば、工事監理と監理、その区別というのは、これは契約上の問題になってしまうので法的ではありませんけど、その辺の整理をやっぱりこの際やっておかないと、重層構造の問題というのは解き明かせないことが結構あると思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

設計の重層化というのもあるんです。ここでは参考意見ということで、テリトリーにちょっと入っていないですね。ということで。

【古阪委員】 テリトリーに入っていないんですか。

【谷脇土地・建設産業局長】 多分。

【古阪委員】 わかりました。

【谷脇土地・建設産業局長】 設計のところはちょっと別の審議の場所がございますので、ご意見はお伺いしますけれども。

【大森委員長】 そうですね。ご意見としてお伺いしておきます。

ほか、いかがでしょうか。どなたか。

【岩田委員】 13ページの民間の工事の追加リスクということの部分ですが、すごく一般的な話になるのですけれども、それ以前に、民間工事と公共工事というところでは、工期ですとか、あるいは経費ということの考え方がやっぱり大きな違いがあるというふうに思うんですね。民間発注者としても、発注者としての本来取り組むべき課題というようなことについて、例えばガイドラインみたいなものを示していただいて、具体的な民間発注者としての担い手三法じゃないですけれども、責任ということを具体的改善につながるような施策というようなことをお考えいただきたいと思います。

【大森委員長】 今、発注者の責任という。

【岩田委員】 はい。

【大森委員長】 結構、責任という言葉は多義的で、道義的責任とか法的責任とか、いろいろな意味があるんですけど、今、委員がおっしゃられたのを具体的にご意見として、どういう意味合いの責任ですか。

【岩田委員】 認識と言ったほうがいいのかもしいですね。ただコストカットというようなことがあったり、工期がものすごく短ければいいというような、そういうところを、それによってかなり業者の負担も増えていたり、さまざまな問題も生じるということとなろうと思いますので、発注サイドの認識という言い方はどうかかわからないですけれども、具体的改善につながるような施策というようなことを、ガイドラインというようなことで示していただければと思います。

【大森委員長】 わかりました。ありがとうございます。

ご意見、ちょっと私なりにプラスさせていただくと、おそらくこれ、13ページの一番上の受発注者間、元下間の役割分担等が曖昧なケースって、要は役割分担の明確化ということですね。それも契約で明確化するっていう話と、それから、もともとシステムそのものの本質論として発注者がやるべき、受注者がやるべきと、こういった2通りのことがあるかなと。それを少し議論してはっきりさせたほうが良いと、こういうご意見だと承ってよろしいでしょうか。

【岩田委員】 はい。ありがとうございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。どうぞ。

【谷澤委員】 民間発注者のお話が上がりましたので発言しますが、ちょっと論点を3つぐらいに分けて整理して考えたほうが良いかなと考えております。まず第1に元請と発注者、この関係をしっかりと整理すること。それから第2に、元請と下請、いわゆる重層構造の問題があり、これをきちんと見据えて対処しないと、根本的な解決につながらないと思います。

それから、3点目ですが、公共工事と民間工事をきちんと分けて論じていかなければならないと思います。そもそもマーケットの中での契約行為として、受発注関係が規定される民間工事と、公共工事とは、そもそも性質が違うものだと考えていますので、基本的には請負契約の中で発注者がお願いした範囲の中で、受注者がきちんとつくっていただくということが大原則であります。以上の3つに整理した上で、それぞれ分けて考えるべきと思っております。

もちろん、発注者としては品質の良いものを最終消費者に提供することが最大のミッションですので、その点で責任を負うことに異存を唱えるつもりはありません。ただし、利益率がどのぐらいなのか等の具体的・客観的な事実関係が不確かな中で、民間工事はコストが公共工事と比較して受注者側の利益幅が小さい印象があるので、民間発注者の責任を問うべきだ、といった短絡的な議論をすべきではないと思います。

【大森委員長】 非常に貴重なご意見ありがとうございました。

今ちょっと請負の言葉が出たので、ちょっとだけ解説させてください。請負の場合は、仕事の完成約束とそれに対する対価の報酬約束なのですが、仕事の完成を約束するものですから、完成形がはっきり見えるものが基本なんですね。それが曖昧なものになると、さっき言った、16ページで言っている、このリスクが多くなると、曖昧な仕事を受けることになって、その分、リスクな仕事になってくる。完成形をはっきりさせればさせるほど、請負としての健全性が出てくると実は思っています。

谷澤委員のご指摘、非常にありがとうございました。私も一緒に発言させていただきました。

ほか、いかがでしょうか。

【勝見委員】 先ほど古阪委員のほうから話が出た設計の中の重層のほかに、設計と施

工の関係というのが品質に非常に絡んでくると思います。最近の大型プロジェクトでは、設計の精度とか完成度の低さ、まだ十分でき上がっていないのに工事に着手するという例が非常に増えております。今回の横浜のくい問題は、ゼネコンの設計施工でしたので、あまり焦点が当たらないのかもしれませんが、建設工事の品質の確保に当たっては、この重層下請とか受発注者間の問題だけじゃなくて、設計者と施工者の役割分担とか責任の明確化みたいなものは、ぜひ考える必要があると思います。品質確保の上ですね。

それで、課題が前後してしまうのですが、重層化の問題に関しましては、基本的には元請が総括的な責任を負うということで、今まではいろいろな業界の慣習とか、あるいは工事の細分化で2次、3次、4次とあっても、その中の誰か、いずれかのプレーヤーがしっかりしていればきちんと仕事できていましたので、それを含めて2次だろうが3次だろうが4次だろうが、キープレーヤーをしっかり押さえて最終的な品質を確保することが肝要といった考えがあったのですが、今後、今回の課題であるようなそれぞれの役割を契約ではっきりと定めることで責任分担を明確にしていくということについてはゼネコンとしてもぜひお願いしたいところであります。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

【伊佐委員】 責任の明確化というところで、公共工事の場合、東京都の標準契約約款で瑕疵担保を設けていまして、通常だと2年とか、コンクリートで2年で、舗装で1年とかですけども、故意または重大な過失があった場合には10年というような規定を設けています。私、ちょっと不勉強ですが、民間工事の場合、そういった瑕疵担保の規定があるのかなのかということと、あとは、その瑕疵担保の条項、発注者と元請との間ではそれが縛りなんですけど、さらに元請と下請との関係の瑕疵担保みたいなところがどういうふうに整理されているのかということをご教示いただければと思っております。そこを明確にするということがアウトプットになるのかと思うのですけれども。

【大森委員長】 はい、わかりました。今のご質問はどなたがお答えになりますか。

じゃあ、私のほうからわかる範囲で。

民間の場合の発注者と元請さんの場合は、一番使われているのは、民間（旧四会）連合工事請負契約約款だと思いますけど、そこでは木造1年、RCの関係は2年で、故意または重過失があると5年、10年というふうになっています。でも、それ以外で谷澤委員の

ところで、不動産協会とか、そういうのはどうでしょうか。ちょっとご紹介いただけると。

【谷澤委員】 それほど詳しく頭に入っているわけではありませんが、民間の場合は、発注者と元請との契約においていわゆる標準の約款にプラスした保証、瑕疵担保責任を双方で定めているケースがあります。

【伊佐委員】 ありがとうございます。

【大森委員長】 今度、民法が改正されるとちょっとわからなくなるのですが、今のところはそうだと思います。

元下関係はいかがですか。才賀さん、元下関係はかなり個別性があるような気がしますけれども。

【才賀委員】 元下関係については、なあなあの仕事が多くて、契約というのはほんとの表面だけであって、やってみなきゃわからないというのが現状だというふうに私は思いますよ。

【古阪委員】 基本的には、例えば才賀さんがおっしゃるようなとびとか、型枠大工というのは仮設ですので、瑕疵担保という、瑕疵の状態が存在しないんですよ。それに対して鉄筋屋さんはかなり瑕疵担保責任が課されるようになってきて、まだこれは裁判でどっちに決着が着くかというのはさまざまなケースがありますけれども、結局そういうものとか、建物の中に埋め込まれるにしても、そういうものに関しては瑕疵担保がある。それから、一般に言うと、品質保証、例えば防水だと品質保証10年のところと15年と20年と、これ、元下の関係とか発注者の関係で変わってきますけど、それはディベロッパーの方のほうがはるかによくご存じです。

それから、もう1つは、品確法ができていますので、その瑕疵担保は当然のこと、5年、10年というふうになっていますね。10年が場合によっちゃ20年で構わないと。それは建築工事一般にはまだです。だから、委員長がおっしゃったように、民法改正になるとかなり1年、2年というのが相当変わっていく。品確法の瑕疵担保に近くなるかもしれませんが。その概念が変わってしまう可能性も。それはまだ今はわかりません。

【大森委員長】 そんなところでよろしいでしょうか。

【伊佐委員】 ありがとうございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【齊藤委員】 齊藤です。マンションの居住者とか購入者の目線からちょっと意見を言

わせていただきたいと思います。13ページの丸の3つ目のところで、国民やエンドユーザーにとって不安が生じているのではないかと。まさに不安が生じていると思います。お買いになった方はやはり発注者である分譲会社の方に責任を問うわけですが、分譲会社が倒産する場合もあるので、そういったときに誰に対して責任を問えばいいのかということで、たらい回しされたら困るなというふうに思われていると思いますので、ぜひこの議論の中で責任を明確にする、役割を明確にするということを進めていただけたらいいかと思います。

それから、2点目に、これはちょっとご説明の中で飛ばされたのですが、19ページのところで、じゃあ、消費者が安心するためということ、今、マンションであったら、これは管理組合ですから、管理組合に必ずマンションの図面をお渡ししましょうということが、マンション管理適正化法で決められています。これは11種類の図面なんですけど、今回のような地盤のような図面が入っているのかなと。意外に液状化とかいろいろな地盤に関する情報が後になって欲しい、つまり問題をここでしっかり議論するのは予防なんですけど、起こったときに速やかに解決するという意味では、こういった管理組合、建物の所有者に対してそれを早期に発見できる、あるいは誰かがつくった、どこに行けばどういう情報があるかといったものをしっかりお渡しするというのも安心につながるのではないかと思います。意外に2000年より前のものはないですし、この11種類以外のものは伝わっていない。発注者というか分譲会社に言っても手元に残っていないし、建設業に言っても手元に残っていないというのがありますので、全てお渡ししなくても、つくられた方々がそういった情報をしっかりとストックするというようなこともぜひ考えていただけたらと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

今の話、ちょっと思ったのですけれども、地盤の情報って共有化できる仕組みって今はあるんですか。

【池田技術審議官】 ボーリングデータですか。

【大森委員長】 ええ。

【池田技術審議官】 公共工事の関係で行っている分については、「K u n i J i b a n」という名前ですけれども、そういうデータベースを筑波のほうで持っていて、公共団体のほうにも働きかけて登録するようにして、それは民間の方も含めて、いわゆるオープンデータで見えるようにはなるとは思いますけれども、民間の方がやられている分につ

いては、そこにはなかなか登録がまだ進んでいなくて、今後の課題で、そこは大きなとい
いますか、ぜひそうしたいと思っていますが、まだそこまでは行っていないと。

【大森委員長】 そうですか。地盤情報はある意味で国民の共有財産とも言えるかもしれ
ません。これだけ工事やっていたらいろいろな情報があるから、集めるっていうのも一
つの手かもしれないですね。

【古阪委員】 これ、日建連で多少そういう動きをされたんじゃないですか。

【大森委員長】 日建連さんのほうでそういう動きあるんですか。

【勝見委員】 日建連では行っていませんが、民間サイドではデータを集めようという
動きは結構あると聞いております【伊佐委員】 東京都も公共的な地盤調査データを収
集しますし、あと、建築確認のときに出される資料も一応収集しております。ただ、公
開には、やっぱり民間データについてはいろいろな個人情報などで、オープンデータとし
ては公開していない。ただ、データとしては今言ったような感じで広く地盤情報を持って、
公開できるものは公開しているというところがある。ですから、かなり公共工事の地盤情
報ありますので、ピンポイントでは厳しいかもしれないけれども、ある程度の地域の地盤
というのはそれで把握できるようにはなっています。

【大森委員長】 ありがとうございます。

【才賀委員】 今、建設業法なり建設業界が非常に転換期に来ているというふうに思い
ますし、ここ数年、業界も非常に明るくなってきたというふうに思っているんですけど
も、この際ですから、建設業を営む全ての業者が許可を取ると。また、逆に、500万円
以下のものについては登録制にするとかいうことで、ある程度、日本中の建設を営む人た
ちは何らかの許可なり資格なりを取らなければならないというような大きなものにされた
らどうかなというふうに思います。

特に、これから維持、更新、それからリフォームというような大きな工事がどんどん入
ってくると、それが500万円以下はいいよということになると、誰が責任を取って、誰
がどうしたらいいかというようなものが見えなくなってしまうのではないかというふ
うに思いますし、重層化も少なくなってくるし、社会保険も確保できるんじゃないかなと
いうふうな、大きな中で転換ができるんじゃないかなと思いますので、ひとつお考えいた
だければいいかなと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思います。

どうぞ。

【高木委員】 高木でございます。まず1点目なのですが、ちょっと仕事柄、どうしても数字が気になりまして、先ほど田口委員のほうからも重層化の実態を知りたいということなのですが、こちらの資料2の2ページ目のところに……。

【大森委員長】 資料2？ 資料3ですか。

【高木委員】 あ、資料3です。この折れ線グラフを見ますと、下請比率の上昇は、ちょうど建設投資がピークとなった97年あたりをピークとしていて、これ、どう見ても右肩下がりに見える、この15年間だったということにして、先ほど、こちらの一番左の上に、「下請構造の重層化に伴い下請比率が上昇」という文言とは、少なくともこの15年間の整合性がとれていないと。そもそも下請構造の重層化の進展と下請比率の上昇・下降というのはリンクしていない話じゃないかなと。要は、下請比率が一定でも重層化というのは進展もするでしょうし、遅行もするでしょうし、ですから、この辺がどのような実態になってきているかというのをもう少し説明していただけないと、ほんとうに重層構造って、直感的に問題だというのはよくわかるのですが、15年前問題じゃなくて今問題となっているとしたら、下請比率の下降ではなくて、この下請比率が低下しているのでさらに重層化が進展している。じゃあ、それはなぜ進展してきたのかということを探掘していかないと、焦点がずれたディスカッションにならないかなというのを気にしております。

なぜならば、前回もお話しさせていただきましたが、97年から直近まで約半分に建設投資が落ちる中で、元請業者の数が多くて、価格競争、工期の競争、そういった外的要因によって、この重層下請構造がもしかすると何らかの影響を受けて、新たな問題が発生している可能性がある。ですから、15年前の問題と、多分、今の問題というのは少し整理していただけたらすごく素人にもわかりやすいかなというのが1点です。

それと、あと、同じように、この案のところの2番目の下請の重層化に伴う間接経費の増加、あと労務費のしわ寄せ、これも何か数字で見せていただくと非常に助かるなど。実際、重層化に伴ってどういう企業の、どういう財務項目がどういうふうに変化していったのか。それをどういうふうに変更させることが目的なのか。何か、あるベンチマークみたいなものがないと、なかなかディスカッションしづらいというのが2点目です。

それと、3点目なのですが、これは先ほど齊藤委員もおっしゃいましたけれども、国民の目線にとって建設がブラックボックスになっているという話の中で、非常に思いなのですが、皆さんがディスカッションしている品質なのですが、非常に素人のお話をさせていただきますと、建築物の品質って何ですかというところにして、おそらく品質を担保する

ために設計施工の関係、重層構造、工期、いろいろなお話をされていると思うのですが、実は、これ、ユーザーから見ると、要はでき上がったものの品質が高いのか低いのかよくわからない。結局、ブラックボックスになっていて、先ほど、伊佐委員のほうが悪化担保のお話をされたのですが、例えば、品質というものは悪化担保期間で明示できるものなのか。ある会社がつくったマンションの保証期間が10年、ある会社が20年だったときに、その20年というのは品質の高い建築物であるという話なのかどうか。おそらく違うと思うんですね。ところが、この品質に関するきちんとした議論がないがゆえに、これが価格に反映されない。ということは、消費者が、要は坪単価幾らで、立地条件で大体マンションを購入しているという実態で、高い品質のマンションに対して高いお金を払わない。だから、それはやっぱり品質をより具体的にエンドユーザーの目線に伝えていく努力が必要じゃないかなというところで、もちろんこのディスカッションの内容が施工側から、発注者側からのアプローチであるということはよくよくわかるのですが、エンドユーザーの視点に立って品質をもう少し深掘りしていただけたらと考えます。

この3本です。

【大森委員長】 大変貴重なご意見をありがとうございました。

ほかは。丹羽委員、どうぞ。

【丹羽委員】 齊藤委員と高木委員が発言された内容にちょっとかぶさって発言させていただくと、今回用意していただいて検討の対象になっている、非常に専門的で具体的に真摯な取り組みについてはこのまま評価したいとは思うのですけれども、やっぱり国民の目線からいって公共工事、あるいは民間工事での例えば共同住宅の今回のマンションみたいな話、ここら辺はやっぱり一緒なのではないでしょうか。オーナー、注文主さんがやっぱり全責任を負わなければいけない。いろいろこういう事故とか事例がありますけど、重要工程は発注者がやっぱり立ち合って検査して確認したらどうなんですか。そういうのを改めて発注者が負うんだと、まず改めて定めておく。その中で例えば、今、高木委員がおっしゃられた品質なんかの話がありますけれども、橋梁だとか共同住宅だとか、どういふところがクリティカルポイントになっていて、これは誰が責任持って見た、それは発注者が直接ほんとうは見なければいけない。でも、信頼できる元請さんがいたら、元請の誰々さんがやった、そういう記録を残して、それをちゃんと国民の前で税金の使用の場合には開示しなければいけないでしょうし、共同住宅で買い手がいれば、その人たちにもちゃんと説明できるようにしておくということでは交通整理できないのかなというふうに思うとこ

ろです。

私の経験で、平成6年、7年ぐらいのことなんですけれども、公共工事の代金の支払い方法とかをアメリカの幾つかの州、市等の発注機関さんでヒアリングして、私の関心事はとにかく支払いの話だったのですが、現場にやっぱりインスペクターを派遣する、あるいは発注主自身の技術スタッフがいて、現場に重要工程のところは必ず立ち合っているというんです。当時の私の感覚でいくと、日本のゼネコンさんとか建設産業の方々は非常にリライアブルですから、問題がなくて、何をばかなことをやっているんだろうというふうに思っていたのですが、改めていろいろな事情をこうやって見てくると、やっぱり発注者さんがオーナーシップを持っているところがきちんと見るっていうのがまず大前提になる。ちょっと、だから今回のこの議論から外れたところで大変申しわけないのですけれども、だから、業法なのか建築基準法なのか、でも土木が入ってくるとどうするのかよくわからないのですけれども、もう1回その原点のところをはっきりさせないと、やっぱり国民は非常に不安に思うし、やっぱり発注者責任、発注者は、多分、東京都さんとか国はきちんとされているんだと思うのですが、そうじゃないところはやっぱり果たしてもらうためにいろいろサポートしないといけない。あるいは、それこそ発注者のほうにクオリフィケーションじゃないけど資格を持たせるぐらいの話になるのかもしれませんが、検討していただくということは、今回のこの議論、基本問題の小委員会のレベルの話ではないのかもしれませんが、思っているところです。

齊藤委員と高木委員と私の観点はずれているのかもしれませんが、そんな感想を抱いているところです。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ちょっと次の議題もあるのでございますけれども……。今の件で、はい。

【古阪委員】 発注者、完全に同感です。もう既に、私が言ったことを繰り返すことになるのですけれども、まずはこの統計が各地の重層下請構造というのは3ページのほうにあります。ここで明らかに建築が問題だというのは見えているわけです。2枚目の棒グラフ、これを土木と建築に分けるとさらに見えてくるんですね。それからもう1つは、土木のほうというのは直轄工事が多くて、そこは重層構造が浅いと同時に、今、丹羽さんがおっしゃった、責任はかなり明解になっている。それに対して、建築の民間工事というのは非常に不確かであると。ただし、そこにも、今日、冒頭のほうに申しました施工計画書と施工要領書というのは本来、形骸化している部分がもちろん多くなっているわけですから

ども、全て名前を書くことになっているわけですよね、本来。施工者の名前が出て、それを施工計画として元請が発注者に提出する。その部分でその計画が全て出ると。そういう意味では、公共工事でいえば施工体制台帳という中にもきちんと監理技術者、そういうのが出てくるわけです。そういう意味では、今の段階でも実質化をしていくということによってかなり改善されるというのか、当たり前のことを当たり前でできるという部分がありますので、必ずしもここで検討しなくていいということではなくて、相当重要な問題として位置づけたほうがいいと。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間の関係もありますので、次の議題のほうに入らせていただきたいと思います。資料3の建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成についての課題と方向性、事務局からご説明をお願いします。

【北村建設業課長】 それでは、技術者と技能者について、それぞれご説明申し上げます。資料3の21ページでございますけれども、技術者のほうは非常に簡単な整理にさせていただいておりますけれども、今後、技術者についていろいろ、例えばリフォームが増えてきたとか、いろいろ、建設生産システムの変化に伴って、それに対応したしっかりとした技術者が必要であると。また、今後の生産年齢人口の減少に伴って、技能者もそうなのですが、技術者についてもしっかりと育成をしていかなければならないという問題がございます。そういった中で、具体策の案としては、1つは監理技術者、主任技術者の格要件等について今のままでいいのかどうかというものが第1点と、あとは、そういう資格を取得していただく技術者の、今は試験制度と、あとは経験でという、2つの資格取得の方法がございますけれども、特に格要件についてはなるべく、例えば早期に受験できて、育成するとか、そういったものが検討できないかということでございます。

【木村建設市場整備課長】 建設市場整備課長の木村でございます。技能者のほうは私のほうからご説明いたします。24ページをごらんいただければと思います。

課題を大きく4つの丸で示しておりますけれども、まず、将来にわたる担い手確保のための実効的な対策をこれからどう講じていくかという問題でございます。その下に書いてございます、賃金の問題がございます。あと、若年入職者が高い離職率。特に高卒の方は3年以内に5割はやめているという、そういう統計データもあります。あと、高齢層、特に55歳以上が3割以上を占めているという業界でございますので、これはますます退職が増加していく。

さらには賃金カーブのピークが早期に到来すると書いてございますけれども、ちょっと前後して恐縮ですが、次の25ページをごらんいただければと思いますけれども、今言った話を少しデータでご説明いたしますと、25が最新の年間賃金の総支給額でございます、左側が職別工事業、要は技能者でございます、右側が製造業でございます。直近のデータとしては、職別工事業は昨年より9万円アップしまして、製造業が1万円ダウンしましたので、差は大分縮まってきておりますけれども、いまだに1割低い水準であるというのが1つでございます。

あと、次の26ページをごらんいただきたいと思いますが、これも製造業と比較した年齢階層別の賃金構造、年収額をプロットしたものでございますけれども、22年に比べれば27年、大分改善されてきております。ブルーが製造業で、黄色が職別工事業ですが、ただ、職別工事業の場合は40代前半でピークが来て、ピークアウトしてしまうということで、要は、熟年の技能者の方々の処遇がしっかりされているのかということをもう少し細かく見る必要があるというふうに考えております。

あと、もうちょっと飛んでいただきまして29ページをごらんいただきたいと思います。これも最新の27年のデータを付加したものでございます。社会保険の加入状況ということで、これは皆さんに真摯に取り組んでいただいて、大分改善は進んでおります。左側が企業別、右側が労働者別、あと次数別。一番右は地方別でございます。右から2番目が次数別ということで、次数が多ければ多いほどやはり加入率は低いという傾向があらわれている。ただ、全体としては非常に改善傾向にあるというデータでございます。

また24ページに戻っていただきまして、そういう実効的な対策をまず講じる必要があるというのが1点目でございます。

2点目が、そうはいいまして、生産年齢人口は日本全体として確実に減っていく中で、なかなか厳しい情勢にあるということで、入職していただいた限られた人材を有効に活用するという、そういう戦略もしっかり立てていかなければいけない。これは政策としてやっていく部分もありますし、あと、当然ながら、個々の企業が戦略的な経営と書いてございますけれども、人材活用あるいは経営のほうでのいろいろ練り直しということも必要なのではないかと考えております。

31ページをごらんいただきたいと思いますが、これは若手の技能労働者が定着しない主な原因をアンケート調査でまとめたものでございまして、一番左側の棒グラフが、経営者サイドが思っている定着しない理由です。左から2番目の棒グラフが、実際やめた

人が思っているやめた理由ということで、丸で囲んでありますけれども、一番上の休みの問題、休日の問題、あと真ん中ぐらいにあります賃金の問題、これは経営者サイドもやめた人も認識としては一致しているのですが、そのほかの部分、やはりやめた人を見ると、遠方の作業所が多い。これは休みにも関係していると思いますが。あるいは雇用が不安定であるというような意見があったりして、経営者側とやめた人の理由が必ずしも一致していないというデータがあらわれておりまして、こういうことを少し分析していく必要があるというのが1つです。

あと、右側を見ていただきますと、これはちょっと見にくいのですが、グラフが2つ並んでおりますけれども、上のほうが人材の定着を達成した企業ということで、なかなか職員の方々がやめない企業の回答、白いほうのデータが、なかなかそこがうまくいかずに皆さんやめてしまったという会社の回答ですが、この差があるほうが何か理由が出てくるんじゃないかということで、社会保険とか人間関係とかありますけれども、特に下から2番目の月給制の導入でありますとか、あるいは技能教育とか資格取得の支援ということで、やはり社員をしっかりと育成するという取り組みをした企業のほうが、もちろんでありますけれども、定着が多いという事実がこのアンケート結果からですが、わかるということでございます。

また24ページに戻っていただきまして、3つ目の丸でございますけれども、3番目としては、優秀な技能者をしっかりと抱えている下請企業がより成長できるような環境整備というのが必要なのではないかということで、今現在、下請企業の施工力、あるいはどういう技能者の方々を抱えているかということ客観的に評価したり把握したりする方法が不足しているというのが現状でございます。現在、業界の方々、学識者の方々にも入っていただきまして、技能者の技能とか経験をデータとして蓄積をして、透明化というものを促すシステムというものを今、検討しておりますけれども、こういうシステムの検討というのはこのときに非常に重要なテーマになってくるのではないかとございまして、それが3つ目でございます。

4つ目が、地域ニーズに対応した取り組みも必要なのではなかろうかということで、これは建設業はもちろんでございますけれども、地域社会、特に地方部ではあらゆる産業でもう人材がいなくなっているということで、とりわけその中でも建設業、特に技能者については災害時の対応を含めて、地域の守り手として非常に重要な人材になっているわけございまして、これは建設業サイドの取り組みもさることながら、地域活性化施策とか定

住施策、そういったものともきちんと連携しながら、そういった人材の確保、育成を図っていくというような取り組みも必要なのではなかろうかということで、これは33ページをごらんいただきたいのですが、これは一部、先進的な例が出てきておりまして、真ん中に最近の支援事例と書いてありますけれども、利根沼田テクノアカデミーというところが来月開校するわけでございますけれども、これは廃校になった小学校の跡地を活用して、来年度からは板金、瓦を中心に職業訓練を、これは宿泊施設も完備して、徹底的に鍛えるということで開始されます。29年度からは鉄筋、型枠とか多能工に広げていくということでございまして、これは民間発意の取り組みでありますけれども、これはどういう形で我々が支援しているかと申しますと、例えばカリキュラム作成とか広報費なんかは国交省なり基金からの支援。ただ、それだけではなかなか実現しないということで、学校の改修とか資機材については内閣府の地域再生交付金を活用して、その部分に対応した。あるいは、訓練期間中の賃金助成なんかは厚労省の助成金を活用したということで、その辺は国交省のほうでコーディネートいたしまして、こういう取り組みが出てきているということでございまして、これはまさに地域活性化の取り組みで、沼田市も全面バックアップということでございまして、こういう取り組みが進んでいけばいいなということで事例を紹介させていただきました。

また24ページに戻っていただきまして、そういう課題がある中で、今後の対応の方向性といたしましては、まず10年後の技能労働者の人材確保の目標、これはデータのやはりしっかり押さえておくべきではなかろうかということで、このデータ、目標の提示というものを少しこれから検討したいと思っております。

その目標提示とあわせて2つ目の丸になりますけれども、施策ターゲットと書いてありますけれども、例えば若手の入職を促進する部分、あと離職防止対策、あるいは1回やめた人をもう1回再入職させる施策、あるいは高齢者をいかに引きとめていくとか、ターゲットによって多分、対策が相当変わってくるということで、それを少ししっかりと整理したいと思っております。

あとは、その下ですが、平準化。発注者サイドでいえば平準化であります、受注者サイドでいえば多能工化、そういったことを通じて限られた人材を効率的に活用する、そういった取り組みも考えないといけない。

4つ目につきましては、経営戦略と書いてありますけれども、例えば人材を確保するに当たっては給与とか雇用形態、例えば日給月給制とか月給制とか、先ほどの問題がありま

した。そういう工夫。あるいは、繁閑調整をみずからやれるような、そういう仕組みがな
いかと、そういったことの検討。

さらには、次の5つ目の丸ですけれども、これは先ほど申しあげました技能者の職改善
のためのシステム、この検討。

最後に、先ほど事例を紹介いたしました地域活性化も含めた、そういった取り組みを一
緒にやっていくと。

こういった方向性でこれから検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問がございましたら。はい、どう
ぞ。

【井出委員】 ピンポイントにいろいろ深く説明していただいてありがとうございます。
既に就労履歴管理システムがしっかりでき上がりつつあるということで、それができるこ
とによって技能者一人一人の力量がちゃんとマーケットで評価されて、また保険もついて
くるし、待遇改善にもつながるということで、非常に期待しています。また、試験制度に
ついては、いろいろ入り口を低くして、早期に取って、しっかり研修を充実させていくと
いう方向が既にいろいろなところで行われていて、これも期待しているんですね。

また、今の定着のアンケートのところでありました休みの話とか月給制の話というのも、
既に業界団体の中では週休2日制にしていこうとか、正社員化を進めるということで、業
界団体でかなり積極的なアピールをされていて、なかなか進んでいるなというふうには思
うのですが、やはりいろいろ見てみますと、そういった非常に体力のある、あるいは大手
の方というのはかなり積極的にいろいろな取り組みをして、非常に優秀な方を集められて
いる。ところが、やはり建設業全体を見ると、中小がほとんどなので、そういった24ペ
ージの課題でやっぱり進んでいないのは元請比率の低い、主として下請が多いというよ
うな、そうした地域の建設産業の方々だというふうに感じています。

特に、地域の中で、やっぱり体力をある程度しっかり持っていくような、そういった企
業を育てていくために、いろいろお話を伺っていると、結局、先ほど出ていた廃業の話な
んかもあるのですが、やっぱり以前からずっと国交省の政策として統廃合を進めていくと
いうことがいろいろ、何回か出ていると思うのですが、やっぱり統廃合がいろいろ進まな
い、ネックの一つになっているのが、廃業とか統合するときに、結局、お互いが非常に借

金体質になっていた場合に統廃合なんてあり得ないとかという、統合がしにくいというようなことで、そういったところは企業の事業承継のところでいろいろな施策をとることによって、地域の中でも非常に体力のある、やりたいところがそこに人もお金も集まってというような、そういった仕組みをつくっていただかないと難しいかなと思いました。

特に受注関係でいくと、いろいろお話を聞きますと、ほとんどの方がどうしても元請で工事を取りたいということで、かなり無理して元請として工事をされているということで、やはりそこは裏を返すと下請はもうからないということのあかしでもあるわけで、そのいろいろな資格制度だったり、そういったものが下請企業がなかなかメリットを感じにくいような仕組みになっているので、やはり下請でも元請さんであっても、優秀な下請、特に24ページにあるような、こういったすばらしい人材を抱えていたり、やっている下請を抱えることによって、元請も非常に高く評価されるような仕組み、あるいは経営指針とかいろいろな評価ポイントとかといったところでも、もう少し下請との関係ということを明示的に入れて、下請でもいい仕事をすればちゃんと現場で評価してもらえて、技能者自身も下請の工事の経験を評価してもらって、いい仕事が取れるような、そういった下請構造にまで踏み込んでやらないと、結局、大手はうまくいくけれども、やっぱり地域のところではなかなか厳しくて、若い人が集まらないという状況がずっと続くのではないかと思います。

あと、1つ、お話の中であった、繁忙期が非常に明確になってしまうというのは、これは今後、どうしても地域で起こりがちなことで、どうしても公共工事が少なくなると、地域の産業ということで、休んだ期間が長くなってしまって優秀な人材を確保できないと、給料もちゃんと払えないということがあるので、やっぱり私がヒアリングした中では、どうしても小規模で地域の中で活躍しているような優秀な企業さんというのは、かなり経営の多角化を進められていて、公共工事とか建設工事だけに依存しないような経営体質をしっかりと確保されているところは、かなり高い収益を上げて、技術者の方もしっかりと雇用されているということなので、建設業の中だけで考えるということではなくて、やはり経営の戦略的なことを考えるということであれば、同じ建設業の中でもしっかりと体力のある人が多角化を進めていくような、そういった視点も入れていただきたいなと思っています。

【大森委員長】 ありがとうございます。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 先ほどの重層化のところとも関係してしまうのですが、私は既存

建物の調査ですとか、地震観測などをさせていただいているのですが、その際に、今、いろいろな建物でデバイスがいろいろついているのですけれども、デバイスのメーカーさんとおつき合っていると、私がちょうど観測していた建物で、実はあそこのデバイスは自分が設計したんだと、設計の話と関係していますけど、メーカーさんに言われまして、じゃあぜひ、うまく動いているか確認したいので一緒に勉強会をやりましょうというふうに言うと、いや、実は自分は協力会社なので言えないんだと。表立ってこういうことは言えませんというふうに言われることがありまして、やはりそういうことを経験すると、先ほどの重層化のところと関係するのですが、24ページに「行き過ぎた重層化の回避」という書き方がありまして、確かに行き過ぎた重層化は問題だと思うのですけれども、これを回避するというふうにすると、今度は見えない重層化が増えてしまって、表立って言えない方が増えてしまうのではないかと。そうしますと、やはり責任の所在という問題もあるのですが、それ以上にやはりものづくりの分野ですので、自分がつくったものとか設計したものを自分がやったんだっていうふうに言えないような業界は、外から見てもあまり健全ではありませんし、若手が自分がやりたいというふうな気持ちもそいでしまうのではないかとという意味で、重層化の問題と含めて検討していただけるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

【大森委員長】 ありがとうございました。

ほかはいかがですか。じゃあ、田口委員、どうぞ。

【田口委員】 担い手育成の問題なのですけれども、現状がどうあるのかということ、それを把握することがまず出発点だと思うのですけれども、例えば、担い手、技能者ですと、大体、入職年齢が15歳から19歳、職種によっては30歳ぐらいで入ってこられるところもありますけれども、基本的にはその年代だと思います。高校卒業して入ってこられるというのが多いと思うのですけれども、2010年の国政調査ですと、型枠大工で全国で800人、とび職で4,710、建築大工で2,150なんですけれども、要するにこれの都道府県別の数というのはお聞きしてもわからなくて、県のほうで持っておられるのかどうか都道府県でわからなくて、私どもが独自に推計算出をしましたら、例えば、建築大工ですと徳島県で5人とか、型枠大工ですと徳島で2人とか、とび職で12とか、多分、これが5人が50というふうにはならないと思うんですね。5から10ぐらいの前後の数だと思いますけれども、概数としてはこういう水準の数じゃないかと思うんですね。まず、既に2015年の国政調査をやられているわけですから、この調査はあと、多分、都道府

県別の数というのは5年ぐらいしないと出てこないと思いますけれども、まず、こういう具体的な担い手の都道府県別の実態というのをしっかり把握する必要があるんじゃないか。

と申しますのは、人材育成をやるときに、抽象的にやっているわけではなくて、やっぱりさっき遠距離だからやめていくというのが要因の1つとしてありましたけれども、わりと建設業の場合、他県にまたがって仕事をする場合がありますけれども、基本は自治体の中で、基礎自治体の中で仕事をしていくことが中心ですから、当然、人材の育成という部分で、その域内で行われていくべきものだと思うんですね。そうすると、やはり今後の方向として、いろいろな職種がありますけれども、今、私のところは建設労働組合ですけれども、全国建設業協会さんもいらっしゃる、建産連さんもいらっしゃる、日建連さんもいらっしゃる。その地域の業界がやっぱり一堂に会して共通の認識、情報を持って、その上で現状を認識して、どう人材確保と育成を進めていくのかというのを、社会保険未加入対策推進協議会ですと、地方整備局ごとにやられていますけれども、あと、厚労省の能開局の関係ですね。あれですと、地域訓練協議会というのがありますけれども、そういう都道府県別のそういうコンソーシアムというのをぜひつくっていただいて、その中で地域の人材を、地域の業界を挙げて育成していくような、そういう方向性というのをぜひこの議論の中で出していただければと思うんですね。今、どこの団体のどの技能者が足りないとか足りているとか、そういう話じゃないと思いますので、業界全体がやっぱり人材確保の危機に瀕しておりますので。

それで、私どもの団体のことで申しわけございませんけれども、申し上げますと、例えば、一般的には民間の戸建て住宅の団体というふうに思われているんですけども、調査をしますと、型枠大工ですと公共工事で50%従事しているんですね。多分、通年的には従事していないかもしれませんけれども、そういう都道府県の公共建築物の仕事というのはかなりやっている人たちも今、増えてきておりますので、そういう点からも全体としての地域建設業界全体として議論を進めていく、人材の確保と育成を進めていくような、当然、その都道府県の行政も加えて、そういう仕組みをつくっていく必要があるんじゃないかと考えております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 3点あります。まずは、設計労務単価とか、いろいろな制度が変わっていくということは、結構望ましい方向に行っているという意味では、今の動きは私、評価

する立場なんですけれども、3点目の1つは比較的簡単な話で、今日の書面にも専門工事業者という言葉と、下請業者という言葉がいろいろなところで入り乱れているんですね。私の考えでは、やはり専門工事業者というふうにきちんと呼ぶべきであって、下請というのは契約関係で位置づけられるので、どうもその辺が、この後申し上げることと関係あるのですが、ぜひともその使い分けは、やむを得ないことはあるのですけれども、契約関係以外では、それはぜひともそういうふうにしていただきたいというのが1点です。

それに関連しますと、リフォームとかいろいろな工事が今、出てきます。それから、くのちよんぼとか、これは前の基本問題小委員会でも申し上げましたが、くいとか、それから鉄筋の切断云々は、マンションディベロッパーの方も、できれば専門に信用できる鉄筋屋さんにやってもらいたいとか、そういうニーズが結構あるわけですね。そうすると、やっぱり分離発注なんですよね。一式請負の中で指名をして使うというのはもちろんあるわけなんですけれども、発注者がそこまで一足飛ばしでやるというのは少し疑問があるのですけれども、やっぱり専門工事業者として分離発注するということも念頭に置いた検討が日本でされない限り、全体の体質改善ができないと思うんですね。そういう意味では、安衛法が一番問題ですけれども、分離発注への道というのを考えないといけない。そうすると専門工事業者の人たちの姿というのも随分変わってくるだろうと思います。

もう1点は、さっき月給制がいいとの話がありました。じゃあ、それは一体どうやったらそういう体制になり得るのか。専門工事業者の望ましい姿って、何があったら月給制にできるのか。その一つは稼働率の問題となるわけですね。稼働率、実態どうかというのは普通に考えて、型枠と鉄筋が順番に仕事をしていきますと、当然、半端な日が出てくるわけですね。働けない。そうすると派遣請負の問題をどう整理するかが出てきます。それから、もう1つは、多能工という話で、いろいろなものができるということで、これはしかし、理想的にはそうですけれども、そうじゃなくて、実際には建築の設計側が変わらない限り、そんな簡単に、単純に言いますと、ボルト・ナットでできる工事と、それからかなとか当ててきっちりやっていくというのは典型的に違いますので、そういう意味では、さっき井出先生がおっしゃった多角化ということと似ているけれども、専門工事業者が多角化するというと同時に、もう1つは、多能工という意味では、どういう相手方、工事のやり方、設計の内容であればできるかというのを工夫してあげないといけない。つまり、そういうことがあって初めて、3保険問題もそうですし、それからさっきの月給制への移行もできるんだというふうにして、その3点がかなり大きな問題としてあるんじゃない

ないかと私は思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

秋山委員、どうぞ。

【秋山委員】 担い手育成の話で、一般的に担い手育成のためのフォローというのは、厚生労働省がやっていて、補助金等を受けるために雇用保険に入っていないとなかなか受けられないという仕組みになっているわけです。それで、今回の4保険あるいは3保険の加入状況が29ページにあるんですけれども、次数別でいうと、どちらかという人を雇用して育成しているのと言うと、1次よりも3次とか、下のほうを問題にしないといけないと思いますが、そうすると、この労働者別でいうと、2次とか3次だと、増えてはきているんですけれども、3分の1ぐらいは労働者ベースでいうと雇用保険払っていないという状況になっている。その人たちが継続的に技能向上するチャンスというのにはここには与えられないし、企業別でいうと、3次のほうは増えてはきて、ほぼ9割に近いですが、1割の企業ではそういう担い手を採ろうとしても採れない、あるいは担い手育成の施設に入れることはできないという、そういう状況になっているかと思うので、今の状況をぜひ、より継続して上がっていくようになってほしいなど。そのためには建専連とか全建総連とか、その辺もより一層、目標を持って努力していただきたいと、そういうふうに思っています。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかにご意見。才賀委員、どうぞ。

【才賀委員】 今回の担い手の問題で、1次、2次、3次という入職者が、やはり3次が一番多いというようなことで、やはり平準発注がないというのと企業防衛と、そういうことから1次はそういうことで固まる。そして、仕事が多いときは2次、3次に任せるというような、そういうようなシステムがもう何十年と続いているものですから、なかなか打破できないというのが現状だと思います。それを今、何とかしようといって、今、我々は頑張っているんですけれども、そうであるならば、専門工事業者の評価制度か何かを設けてもらって、きちんと評価をしていただいて、こういう評価の業者についてはゼネコンさんが発注しますよ、国も発注しますよというようなことで、やはり受注と発注をきちんと確保して、中で社会保険の問題が解決していくのかなというふうに思いますので、ぜひともその辺を考えていただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点、今の工期の問題だとか品質の問題につきましては、ぜひとも各現場

において四者協議をしていただきたい。我々、専門工事業者はせっかく基幹技能者を採っても、そういう現場での発言が職長会議ぐらいしかできませんので、ぜひとも設計事務所からゼネコンさん、発注者さん、そして専門工事業者と、この四者が各現場において意見交換会ができて、品質安全、工期工程等々の問題点を解決できるような場所をつくっていただければいいかなと思っています。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

高木委員、どうぞ。

【高木委員】 2点ありまして、まず1点目が、震災以降、国交省さんのおかげで公共工事設計労務単価が約3割上がって、古阪先生もコメントされておりましたが、ただ、やはりよくわからないのは、この上がった単価がどこに行ったのかと。その前のページを見ていただくと、確かに設計労務単価に法定福利費が入っているので、パラレルなグラフではないのですが、上がった3割の部分が、どこに、誰に行ったのかと。あまり上がっていないんですね、26ページ。年齢別に見ると、一番高いところで2割上がっていますけれども、おおむね大体10%ということなので、全部、全く行っていないという状況なので、この設計労務単価が上がった、その後ですね。どういう経路で実際の労務の単価が上がっていくのかというルートというか、あるいはどうだったのかというのを知りたい。しかも、25ページ目の産業別水準で、これ、9万円って2%ですよ。ほとんど上がっていないという状態ですので、ある意味、設計労務単価を上げて、公共工事だからという批判があるのですが、その間、民間工事の利益率も倍になっていますので、民間の労働状況も非常にタイトでしたので、同じように労務費が上がっているというふうに推察できますので、一体どこに、どのぐらいのインパクトがあったのか知りたいというのが1つと、あともう1つなのですが、25ページ目で、私も賃金構造基本統計調査から分析をしますが、建設業界の賃金構造で1つ大きな特徴として挙げられるのが、いわゆる大企業と中小企業の賃金格差が全ての産業の中で最大がこの建設業なんですね。同じ統計で、これ、事業者10人以上ですが、例えば500人とか大規模事業者の賃金の状況と、いわゆる10人程度のところを調べていただくと、ものすごい大きい差が、どの産業よりも大きい差がやっぱりありまして、おそらくそれはここまで議論されてきた、重層下請というのは1つの要素なのかなというふうな感じもしますが、その賃金格差が5年前に比べてどうなのか、10年前に比べてどうなのか、拡大しているのか、縮小してきているのか、その

あたりも論点の1つではないかなというふうに思いまして、ちなみに、建設業、大企業の賃金レベルは製造業よりもはるかに高いです。

おそらく産業別でいうと上から2番目か3番目ぐらいというのが、数年前、私が調べたときにありましたので、大企業と中小企業では業界の姿が全然違うというのが特徴としてありましたので、ぜひよろしくをお願いします。

【大森委員長】 貴重なご意見、ありがとうございました。

ほか、いかがでしょう。

21ページのほうのご意見もちよっとお聞きしたいのですが。技術者、試験の関係とかです。22ページ、23ページに行くところなのですが、この辺に関しては何かご意見ありませんか。賛同するとか、ダメだとかだけでも結構ですけれども。

【勝見委員】 技能労働者の話が大部分出ておりますけれども、実は、建設会社にとりまして技術者の確保というのも非常に今、大きな問題となっております。大学の土木学科、建築学科の、今、名前がいろいろ変わっておりますけれども、昔の土木建築学科に行く学生が減っていて、人気も落ちているということで、あと、それに加えて、土木学科、建築学科を出ても、ゼネコンに来ないという傾向があります。

この技術者の確保については非常にゼネコンとしては今、問題視しております。対策としましては、やはり建設業の魅力をアップすることが重要かと思えます。関連して、先ほど高木さんから、ゼネコンは給料が高いという話が出ましたが、製造業とゼネコンを比較する際に製造業のホワイトカラーとブルーカラーが混在した賃金と比較をしているのではないかと思います。ゼネコンの場合は、ほぼ全員、ホワイトカラーですから、ホワイトカラー同士で比較していただくと、決して、大手のゼネコンの技術者の給料はそんなに高いという感じではないと思えます。

技能労働者不足に関しましては、生産体制維持のためには今後、大量に技能労働者を確保しなければならないことはわかっているのですが、日本全体の人口が減る中で、他の産業と競争して建設産業が労働者を今までと同じように確保するのは現実には難しいというふうに思いまして、そのために何をするかというと、なるべく人手をかけない生産方法でやるしかないと思っています。そのために生産システムの改善とか、工業製品への切替えといった形で、なるべく現場を省力化していくというようなことを今、一生懸命取り組んでいます。

あと、技能労働者に関しましては、先ほど話が出ましたが、就労履歴の管理システムで

すね、これに非常に期待しています。処遇を改善するといっても、やはりきちんとした技能労働者には高い賃金を払いたいと思っていますので、ここの辺がきちんとできれば、社会保険の加入も含めて様々な改善ができると思っていますのですが、この就労履歴管理システムは、いざ実行力のあるシステムにしようとする問題は山積でして、これから一、二年が勝負と思いますが、これについては国交省さんのご支援をぜひお願いしたいと思っています。

【大森委員長】 ありがとうございました。

古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 この技術者あるいは技能者の部分で監理技術者という言葉が施工側で使われていることの是非をそろそろ考えないといけないのではないかと。もともと発注者が直営で仕事を出して、監督さんが現場でいろいろ采配していた姿が、分業体制の中で残っている言葉ですので、ある意味では現在の管理技術者という言葉と同等ということも言えます。そこは少し整理しないと、労働者の直用、準直用、常用の混乱があるように、一般に理解されにくい状態が続くことになりかねません。直用等の言葉の整理は蟹澤先生なんかには一本化する努力をお願いしているのですが、一方で施工側の技術者のほうも、監理技術者という言葉があるがゆえに、設計側の工事監理、さらに民間の契約における監理者という言葉、それがだんだんと発注者にわからなくなるんですね。そういう意味では、そろそろこれらを整理しないといけないみたいな。

さっき才賀さんがおっしゃったように、リフォームとかメンテの世界になりますと、500万円未満の工事で建設業許可がいらず、建築士の資格が要らない簡単な模様、修繕がえが多いんですね。これが圧倒的なマーケットのシェアになっているわけですから、そこに手を差し伸べないということは、非常に問題が出てくる可能性がある。新築を中心に法制度の整備を今まで頑張ってやってきたし、これも維持すべきですけども、やっぱりマーケットのサイズからいうと明らかにそちらのほうになっていきますので、まだそれほど問題視されるような工事、事件は少ないんですけど、徐々にそういうことがあり得るという意味ではぜひともリフォーム、メンテ市場のことを考えていただきたいというのが1点です。

それから、さっきのお金に戻りますけど、これ、今の日本の公共工事でいったら、建築工事ですけども、公共建築工事見積標準様式（建築）があるわけですね。ここの定めによると、一応、専門工事業者から見積もりを取って、それに署名捺印をさせて、それを一

応、入札に出すときに用意するとある。結果としては入札でゼネコンなどの裁量などでもう少し安く入れて、落札するということから、その当初に集めた見積内容というのは必ずしも維持する必要がなくなっているわけですがけれども、そのたてつけをもう少し義務化しますと、一挙に入札で個々の専門工事業者の人たちが見積もりをしたものを集めてオーバーヘッド、利益をかけて入札するわけですね。それで、取れなかったら全体の責任になり、取ればそのまま専門工事業者のほうに配分で、これはアメリカの工事のやり方は明らかにこのとおりなんです。専門工事業者の価格はいじれません。そういう意味では、日本も一応、そういうたてつけのものはあるんですけども、いかんせん入札によって価格が下がりますと、それが実行予算の中でいろいろ采配がふるわれますので、ない話になってしまう。それをもう少し実効性を持たせるようにすると、元下関係のいろいろなこともかなり解消する可能性もありますし、あるいは逆に問題が噴出することもありますけれども、そこにはこれだけ元請と下請の価格差が出ているとすれば、手がかりは公共の建築工事にはあるということです。

それから、土木のほうは、ほぼ全体が公共工事ですので、問題というのはもう少し薄れるというね、そういうことだと思います。

【大森委員長】 ありがとうございました。

それでは、残りの議題もあるので、先へ進めさせていただきたいと思います。

最後に、資料3の建設企業の持続的な活動が図られる環境整備についての課題方向性をご説明をお願いします。

【北村建設業課長】 それでは、ご説明いたします。資料3の36ページをお開きいただきたいと思います。2つ書いてございますけれども、1つは地域の建設企業が「地域の守り手」として地域社会を支える役割を果たせなくなるおそれということでございますけれども、今、地域の中小建設企業の経営課題として、後継者不足、後継者問題というものが我々の耳にも届いてまいります。施工能力のある中小企業が廃業する、単純にその企業がなくなってしまうと、災害に対する空白地帯というものが発生してしまいますので、そういう能力のある中小企業の方を、今までの議論で伸ばしていく。また、後継者がいないのであれば、そこに今あるノウハウ、人、そういったものを地域の中でしっかりと受け皿をつくっていただいて、地域のそういう施工能力みたいなものが落ちないような、そういったような仕組みづくりを考えていく必要があるのではないかというのが第1点目でございます。

2点目でございますが、これはちょっとまた全然別の話になりますが、直接の原因は、昨年、規制改革委員会のほうで、この今の許可制度の中の経営管理責任者について議論をさせていただく機会があったわけでございますけれども、この建設業法の許可制度は、昭和47年の許可制度創設以来、基本的にはこの制度は全くいじってございません。中小の地域の建設業者の方から、大手のスーパーゼネコン、また、さらにはいろいろ兼業で建設業許可を取っている業者の方もございますけれども、これが全て同じ許可要件で何十年も来てございまして、特に経営管理責任者につきましては、取締役の中に1人、そういう建設業の専門家を置くという規定になってございまして、企業統治の観点から、今、非常に取締役の数がどんどん減っているという中で、そのうちの1人、建設業の専門家を置かなければいけないというのは、特に兼業の企業の方からは非常に大変だというようなことを昨年はご議論をされているところでございます。

それもありますけれども、この際にはございますので、こういう許可の要件について、どういったあり方があるべきかということ幅広い観点からご意見賜ればと考えてございます。

説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、この点に関するご質問、ご意見等、何かございましたら。

私のほうから1点質問なのですが、地域がどの程度の危機に瀕しているというか、足りなさというか、何か例えばというようなところ、データとかないんですかね。例えばこういう地域では、地方では、建設業者が今、2社しかなくてとか、これが1社もう経営者が高齢化しているとか、何かそういう具体例みたいなものがありますかね。抽象論としてはわかるのですが、具体例として、どこか例えばみたいなものがあると非常に皆さんもわかりやすいと思いますけれども。

【北村建設業課長】 今のご質問でございますけれども、資料4という、参考資料としてしているほうの23ページをお開きいただきたいと思います。これは全国建設業協会さんのほうでおつくりいただいた資料でございまして、これはあくまでも全建さんの下というか、個々の都道府県の協会さんに入っている企業の数を入れているのですが、なので、必ずしも建設業協会に入っていないからといって会社がないというわけではございませんけれども、そういうものではございますが、全建さんの会員企業の中で、会員企業の不在、市区町村ごとに見たときに、そういう全建さんの会員企業がない市町村があるとこ

ろ、それをこの色で塗ってございまして、1とか2とかと書いてあるのが、例えば神奈川県であれば1という、神奈川県の中で会員企業が全くない市町村が1あるということになります。

ですので、こうやって徐々に空白地域みたいなものが増えていく可能性があるという、これは1つの例でございます。

【大森委員長】 ありがとうございました。

それでは、この件に関するご質問、ご意見等。はい、どうぞ。

【井出委員】 特に地域の担い手とかといったときに、一くりに建設業の人が何人いる会社と、単純に考えられない問題だということがあります。例えば、地域の守り手として、例えばインフラの維持、管理、更新とかって、そういうことであれば、工期を分けて工事ができるので、全てのすごく細かいところに、津々浦々まで全ている必要は基本的にないわけで、それは非常に非効率的です。ただ、逆に、災害対応ということで、それこそ豪雪地帯のようなところであれば、ほぼ全ての全県で同時期に同じ工事が発生するので、これはかなり細かくいなければいけないということで、本日、私、手元に持っていないのですが、災害協定を結んでいる建設業者さんのデータというのは各都道府県でお持ちで、福島とか青森とか、そういったところのものを拝見したのですが、空白地帯というのが確かに、その災害対応というところでは何件か市町村の中では出てきているというデータはありますので、そういったものを見てみると、地域の守り手としてどんなことをしていただきたくてそこにいていただきたいかというのを、やっぱりちょっと同じ建設業者というふうな視点では語れない部分があるので、そこをしっかりと整理すべきだなと思います。

維持、管理、更新のようなグループの作業をすることによって、かなり工期を調整できるようなものであれば、そういった緩やかな連携の組合をつくって受注を受けるということは仕組みとしてできているのですけれども、災害対応に関しては、やはりそこはほんとうに絶対必要なところというところがあって、これは近々の問題かなと思っています。

先ほどからお話しさせていただいたのですが、やはり後ろの課題のところにもありますように、体力を強くしたくても、現状ではなかなかできないということもあります。担い手がないというところもあって、先ほどの担い手にもかかわってしまうのですが、群馬県の沼田市のようなところがあると、やはり組合の方が育成のための資金をプールして、地元を守ってくれる、そういった担い手をつくっていくんだということが仕組みとしてあるのですが、なかなかそういうのがうまくいきにくいということで、お伺いした中では、

こういった地域の建設業の団体とか組合さんに入らないような企業がすごく増えてきていて、災害対応などは組合に入っている加盟業者の中で分担するような仕組みをとっていると、結局、組合とか団体に入らない人が増えてくると、どこかにいるんだけどもちゃんと仕事が割り振れないとか、なかなか地域の声が届きにくいというところがあるので、そういった団体さんにはいかに入ってもらうためのインセンティブをつくっていくのかというのも大切かと思いました。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうからちょっとまた質問なのですけれども、45ページの経營業務管理責任者要件というのがあるのですが、この経營業務の管理責任者っていうのは具体的にどういうイメージなんですかね。何かこれ、要件ありましたっけ。経營業務の管理責任者としての経験を有すると。経營業務の管理責任者って、具体的にどういう立場の人か。

【北村建設業課長】 これは私どもの通達等で明らかにしているのですけれども、例えば営業所の所長さんとか支店長さんとか、あとは取締役とか一定の執行役員の方とか、そういう契約上の責任を負うような立場を、ここであるような5年以上とか経験している人が今の制度だと取締役にいることという制度になっています。

【大森委員長】 ありがとうございます。

でも、そうだとすると、1人ぐらいいたっていいですよ、別に。のような気がしますけど。全然ないっていうことを考えると、取締役の数が減ってきて、1人ぐらいいても全然おかしくないような気はしますけれども、どうですかね。私の個人的な見解ですけれども。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【田口委員】 認識を共通にしておく必要があると思ひまして、教えていただきたいのですが、多能工の定義なのですけれども、どういうふうに理解をすればいいかということなのですが。ここで多能工という場合ですね。

【大森委員長】 あれですか、今のこの話以外？ 離れて？

【田口委員】 それとちょっと関連するんですけれども。

【大森委員長】 関連するんですね。はい。多能工の定義。

【田口委員】 先ほど、ちょっと古阪先生が言われたのと、私が考えていたのとでイメージが違っていたのかと思ひまして。私ですと、例えば、建築大工と型枠大工が両方でき

るとか、鉄筋工と型枠大工が両方できるとか、そういう理解でよろしいでしょうか。

【古阪委員】 今おっしゃるとおりです。もともと多能工というのは離島、要するに工事が非常に少ないところで一人前の職人がいるわけがないんですね。だから瓦屋が板金とか何とかもやる、左官もやるとか、そういうことがあって、今、マーケットの中で、東京のど真ん中はそんなことないんですけども、地方に行くと必ずそういうマーケットが縮小しているところがあるんですね。そうしたら、大工さんが仕事をしているから、その大工さんにできる他の仕事、内装とか内部造作とかも頼もう、しかし、とびの仕事は難しいとか。しかし、それらの仕事量は半日仕事とか、半端なもののみです。まあ、そんな範囲の仕事をまとめて一緒にやる。しかし、マーケットが少し大きくなると、必ず専門工のほうの仕事が伸びますから、賃金になる。だから多能工がうまくいかなるんです。多能工っていうよりも複合工で、半端仕事をやるんだっていうのが本来の意味なんですね。そういう多能工が、ほんとうにこれからだんだんと人口が減って専門の職人さんがいなくなる代わりをするんだとすれば、設計とかを変えて、かなり工業化されたところでボルト・ナットぐらいで締めりゃいいっていうようなものにしていく、あるいは、標準化とか工業化とか、そういうものをもう一度定義し直さなければいけないという問題がある。もちろん、もう一方で、頑張る設計、意匠を自由にやっていくものも共存するということになります。

だから、単純に多能工化っていうのができますよっていうことはないんです。そこをはっきりさせておかないと、多能工は夢物語になってしまう。わからなくなったら離島の問題というふうに考えていただければいいと思うんですね。

【田口委員】 いいですか。それに関連してということで。

36ページの地域社会を支える役割という、そのことで、ですから、どうしても地域社会ですと就業者の減というのがなかなか克服できない課題としてあります。そういう中で、やはり鉄筋と型枠が両方できる技能者をやはり育成するとか。何で私、そういうふうに申し上げるかといいますと、実際にそういう鉄筋工と型枠工を両方できる技能者を育成している事業所が現にありまして、既にもう20年も前に一番最初にできました高層マンションはその若い事業所の皆さんがほぼ施工されているわけなんです。それと、あと、型枠大工ももともとは建築大工から派生したもので、私もですから40代までは型枠をやっていて、それから建築大工の仕事をされている人間というのは、私のところに何人もおりますので、両方育成はできると思うんです。ですから、そういう方法をノウハウを継承して

一般化をしていけば、カリキュラム化をすれば、特にこういう人材不足の地域のところはそうした視点も活用できるのではないかと考えております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

【古阪委員】 今のことは大いにやっていただいたほうがいいと思いますけれども、もう一方で、それに反論するわけじゃないんですが、地域維持型の話っていうのは、一番典型は雪ですね。雪おろしの問題。比較的裕福な自治体は、その自治体自身があるいは団体／企業が除雪車を持っています。もう一方ではそのお金がないところではお年寄りが一人頑張って雪おろしをされて亡くなるというような事故が起こるわけですね。これ、隣り合わせでそういうことが起こる。行政区というのは人為的につくっている範囲で、それに対して自然災害というのはもう少し広い範囲ですね。そこで活動する建設業者は建設業法に言う知事許可業者が多く、許可は当然都道府県ごとに出している。あるいは建設業団体は市町村単位の建設業協会もある。いずれにせよ、行政区単位なんですね。そういうことから言うと、雪おろしも自給自足でやりなさいと。あんたの町はあんたがやりなさいというふうになっているんですね。あるいは、さまざまな建物や地域の維持もそういうふうになっているんだけど、これだけ人口が減って、マーケットが縮小してくると、自給自足でやることはできなくなっているはず。そうすると、経済区とか、そういうもう少し違うセンスでやっていくということを考えない限り、どんどんと地域維持が、対応ができなくなってくる。

そういう意味では、もう少しこの環境整備という視点が行政区と自然災害、地理的な区というものの以外に、もう1つ第三のエリアという区切り方がひょっとしたら必要なんじゃないかなと思います。

【大森委員長】 ありがとうございました。

ほかに。はい、どうぞ。

【伊佐委員】 まさに東京都でも山間部はそういう状況なのですけれども、地域のインフラの維持を日常的にやっていく人材が不足してきている状態。業者もですね。その中で国交省さんも担い手三法の成立にあわせて指針を出されていましたが、多様な入札契約方式モデル事業ということでそういった施策を打ち出していただいています、その中で、例えばそういった地域のメンテナンスは複数年契約でやるとか、包括的に発注するとか、もう1つ大事なのは、地域の維持型のJV、ジョイントベンチャーとか、事業協同組合にやってもらうと。そういう意味でちょっと大きくくりにするような契約制度を活用しながら、

仕事を、逆にそうすると、わりと仕事の繁閑というか、グループの中で平準化できますので、そういう意味で年間を通じた雇用の確保みたいなことにもつながっていくということで、やっぱりその辺の制度的にちょっと打ち出しをされていますので、少しそういった情報も次回なり出していただければ、それをさらに進めていければ、一つの解決策にはなるかと思います。まだそこが各自治体、いろいろ契約上の制度なんかもあって取り入れられていないんですけれども、それはもう待たなしの世界になってくる時期になっているのかと思っております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【丹羽委員】 前回の会議で経営管理責任者の話をさせていただいて、今回取り上げていただいているので、私からちょっとだけ発言させていただきますと、確かに委員長がおっしゃられたように、経験年数があって、このままでいいじゃないかという議論もあるのだと思うのですが、逆に私から見ると、最近のくいの問題だとか、いろいろ、建設業者の方々、ほんとうに国民の目の前でいろいろな責任の所在とか議論をされるときに、この許可の要件の中になぜかこの経営管理責任者があって、この人たち、個人責任なんかあるのかなとか、そういう議論は当然まだ世間は知らないわけですけど、この業界のルールを知っている人間からすると、何なんだろう、この人たちの役割は、っていうところがあります。

正直言って、建設会社で許可を得たといったら、スーパーゼネコンさんの資格を、経験をお持ちの方はいろいろなことに接して、クオリファイされているのかもしれませんが、あるいは逆に専門特化したところの中だけで取締役をやっているらっしゃると偏っているのかもしれないし、わからないのですけれども、小さな会社の方と同じなんですかっていうのは、何か非常に疑問です。

先ほど、別件で、建設生産システムの話のときに、私は余計なことかなと思いつつながら、元請、発注者責任っていう話をしましたが、それを引き受けて元請がまた受けるわけですよ。そうするとやっぱりコンプライアンスなんです。技術にしても何にしても、重要な工程をほんとうにきちんとやったかどうか。それを精査して、あるいはそれを記録しておくとか、いろいろな話があるとしたら、やっぱり個々の技術ではなくて、そういう全体の品質管理の責任者の技能を求めちゃいけないのかなと。何か、ちょうどこの経営管理責任者が何をなさるといって役割期待がはっきりしていないので、ここで四十何年前から許

可要件で入れられたのかもしれませんが、改めて見つめ直すときに、建設生産システムの変革のほうを受けて、あるべき、あるいは期待される許可要件というのを、この経営管理責任者だけにとどまらなくてもいいと思うのですが、検討していただければというふうに思っています。

【大森委員長】 ありがとうございます。

私が申し上げたのは、これは要らないということじゃなくて、要らないという意見はないんじゃないのというつもりだけで、中身は当然議論したいと思っています。

はい、どうぞ。

【谷澤委員】 今の点に関連して、ちょっと素人的かもしれませんが、この要件の中の役員っていう定義が曖昧過ぎるんじゃないかと思うんですね。今、経営と執行の役割が明らかに分離されている時代の中で、この役員って誰なんですかということをやほりもうちょっと明確にしないと責任の所在もはっきりしないんじゃないかなと。ですから、執行と経営ということをしっかり分けて表現していけば、一体誰が責任をとるんですかという議論にはつながりやすいんじゃないかなというふうに思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【勝見委員】 ちょっと補足させていただくと、役員に関しては、今まで取締役じゃなきゃだめだったんですけども、今のような経営と執行の分離みたいな実態を踏まえて、執行役員でもいいですよというふうに最近していただきました。ということで、いろいろ対応はしているんですが、私の理解で経營業務責任者ってというのは、先ほどの重層構造とも関連するのですけれども、机1つ、電話1つで建設業ができちゃうという、実態のない建設業者を排除するために、こういう人がいないと建設業というのはできないですよというのが趣旨じゃないかなと理解をしております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでいいですか。

それでは、時間も残り5分ほどなのですが、全体を通じて結構ですけども、これだけはちょっと言っておかないと今日眠れないという方がいらしたら。

【井出委員】 すみません、お願いします。眠れないので。

【大森委員長】 はい、どうぞ。

【井出委員】 眠れなくならないように一言だけ、人材育成のところなのですが、外国

人の労働をどう活用していくのかという議論はどこでしていくのでしょうかということ、今の時限的に行われている制度がなくなってしまうと、ほんとうに困ってしまうと思うのですが、やはり今、民間でなり、いろいろ行われている取り組みをさらに定着させていくのかどうか、その辺の方向性が見えないので一言お願いできればと思います。

【大森委員長】 今の件に関しては。

【木村建設市場整備課長】 外国人の問題は、政府として、これは建設業だけに限らず、ちょっと中長期的な視点で検討するというのが政府としての見解でございまして、建設業に限らず、ほかの業界も含めて、今、これからどうしていくのかという議論がまた別のところで、どこかというのはまだ明確に決まっているわけじゃありませんが、そういう方向になっておりますので、まず当面は2020年までは現行の制度でということだと思えます。今後についてはどこで議論すべきなのかも含めて、これは政府の中で今後の検討ということになります。

【北村建設業課長】 すみません、補足しますと、外国人にいきなり行くのではなくて、今回、先ほど木村課長からご説明申し上げましたように、まずは今後の担い手、要はこれから人口減少下において、今後、担い手がどのぐらい減っていくのかとか、そういったことをしっかりとまず国交省としても分析をして、昨年、日建連さんのほうで、将来135万人足りなくなるとか出しているのですけれども、政府としてもしっかりと分析をして、そういった中で、まずは担い手対策として若い人に入ってもらうとか、入っている人になるべくやめないようにということをもまずは議論をさせていただきたいと思えますけれども、それでも足りないとかってということがひょっとしたらあるかもしれませんので、それを検討しないわけではございませんけれども、まずはしっかりとした推計なりをして、我々の議論の前提をはっきりさせて、担い手対策をしっかりとやってという、そういう順番で物事を考えておりますので、よろしく申し上げます。

【大森委員長】 井出委員、よろしいでしょうか。

【井出委員】 はい。

【大森委員長】 それでは、次回から検討項目を選んで、現状や課題、対策の方向性などについて議論を進めたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

【三浦入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。

今後のスケジュールでございしますが、次回の日程と場所はまた改めまして事務局より連

絡をいたします。

また、4月以降の日程につきましては、事務局から各委員の皆様にご連絡の上、調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の配付資料につきまして、郵送をご希望の委員の方におかれましては、そのままテーブルの上に置いていただければ、事務局のほうで郵送させていただきます。

それでは、これもちまして散会させていただきます。委員の皆様におかれましてはご多忙のところまことにありがとうございました。

— 了 —